
令和8年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

令和8年3月3日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和8年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第12 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第14 上程議案に対する質疑
- 議案第4号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第5号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第6号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第7号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第9号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第10号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第11号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 議案第24号 町道路線の認定について
- 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算

- 日程第11 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第12 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第14 上程議案に対する質疑
- 議案第4号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第5号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第6号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第7号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第9号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第10号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第11号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算

議案第24号 町道路線の認定について

議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

出席議員（13名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
8番 長束 博信君	9番 白川 立真君
10番 三鴨 義文君	11番 仲田 司朗君
12番 板井 隆君	13番 真壁 容子君
14番 景山 浩君	

欠席議員（1名）

7番 米澤 睦雄君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子 勝利君	書記	井塚 智枝美君
		書記	藤下 夢未君
		書記	岩佐 翔朗君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	宮永 二郎君
教育長	二宮 伸司君	病院事業管理者	足立 正久君
総務課長	田村 誠君	総務課課長補佐	石谷 麻衣子君
未来を創る課長	松原 誠君	デジタル推進課長	橋田 和美君
税務課長	三輪 祐子君	町民生活課長	渡邊 悦朗君
子育て支援課長	芝田 卓巳君	教育次長	岩田 典弘君
総務・学校教育課長	河上 英仁君	人権・社会教育課長	畑岡 宏隆君

病院事務部長 吾 郷 あきこ君 福祉政策課長 加 納 諭 史君
福祉事務所長 前 田 かおり君 建設課長 岩 田 政 幸君
産業課長 亀 尾 憲 司君

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達して
おりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、長束博信君、9番、白川立真君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第15号 から 日程第13 議案第25号

○議長（景山 浩君） 昨日に引き続き、町長から上程議案の提案説明を受けたいと思います。

お諮りします。日程第3、議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算から、日程第13、
議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでを一括して説明を受け
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第15号から日程第1
3、議案第25号までの提案説明をお願いします。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） おはようございます。総務課長です。私からは、令和8年度の南部
町一般会計予算を説明いたします。

議案第15号

令和8年度南部町一般会計予算

令和8年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,036,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和8年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
これから説明を申し上げますが、私の説明の資料の使うものについて説明しますけども、03の当初予算のフォルダーの中で07番の一般会計予算書、それから16番の当初予算説明資料、この2つを使って説明いたします。

まず最初に、16番の当初予算説明資料で説明しますので、御準備をお願いいたします。

それでは、1ページ目になります。令和8年度の当初予算総額は80億3,600万円で、前年度と比較して12億900万円の減でございます。これは統合保育所整備事業の建設費の減が主な要因という具合になっております。参考までに統合保育所除きますと7,703万1,000円ということで、1%の増というような形になります。

2ページ目です。2ページ目は、これは歳入の予算でございます。主なものとして町税は10

億655万円を計上し、前年度より1,802万8,000円の増という具合になりました。主に個人住民税の増収を見込んでいるというものでございます。

地方交付税についてですけれども、ちょうどグラフの真ん中辺、表の真ん中辺になります、地方交付税。これが38億8,600万円で、前年度から4,000万円の減ということになりました。

次に、下のほうの町債でございまして、町債は1億4,520万円になりまして、令和7年度の統合保育所整備事業の借入分の減により前年度より12億1,590万円と大幅な減となっております。

各項目ごとにおける増減の主なものについて、下の表に一覧でお示ししておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

それから、3ページ目、入ります。3ページは、これは歳出予算になります。歳出予算、目的別に比較をしております。主な特徴について説明をいたしますと、総務費です。総務費は17億8,922万4,000円で、対前年度4,819万9,000円の増ということになっております。これは電算管理事業におきましてシステムの標準化の対応などを含め2億2,292万2,000円を計上しているほか、移住・定住促進対策事業において新たな補助金の新設などを盛り込んでいるというものでございます。

その下の民生費です。民生費は28億5,585万5,000円で、前年度から11億5,461万円の大幅な減となりました。これは統合保育所建設の減によるものでございますけれども、新たに公私連携型保育園運営支援事業に8,545万6,000円、病児・病後児保育事業に1,200万2,000円を計上するなど、子育て支援の充実を図るというものでございます。

その下の衛生費です。衛生費は8億7,705万7,000円で、対前年度1,709万1,000円の減という具合になっております。これは予防接種事業に6,638万7,000円、病院事業費に4億4,500万円などを計上しているものでございます。

その下の農林水産業費でございまして、4億9,401万9,000円で、対前年度は8,410万5,000円の減という具合になっております。これはフルーツロード構想に伴う事業としてがんばる地域プラン支援事業に2,163万4,000円、農地耕作条件改善事業に770万6,000円、また緑水園のマイクロバス導入事業として1,061万9,000円を計上しているというものです。

その下の教育費、行きます。教育費ですけれども、6億9,794万6,000円で、対前年度は281万7,000円の増となりました。不登校対策事業に1,921万3,000円や、そ

れからICT活用事業に4,442万3,000円、学校照明のLED化事業に766万7,000円などを計上しております。

各項目の増減の主なものについて、この下の段に先ほどしゃべった内容示しております。それぞれ各項目ありますので、御確認をお願いしたいと思います。

次に、4ページです。歳出予算について性質別に比較をしたものになります。義務的経費ですけども、35億3,029万9,000円で、これは人件費や扶助費の増によりまして対前年度7,526万7,000円の増となっております。

その下の投資的経費でございますが、3億7,817万6,000円で、統合保育所建設費の減によりまして対前年度13億4,704万3,000円の大幅な減となっております。

その他の経費のところでございますけども、41億2,752万5,000円で、6,277万6,000円の増となりました。これはがんばれふるさと寄付金を1億5,000万円見込んでいることから補助費や積立金が増額という具合になっております。

次に、5ページ説明させてください。基金についてです。基金及び地方債の推移についてでございますが、基金についてはその他特定目的基金を活用しまして、新規事業や重点事業の実施に取り組むこととしております。物価高騰や賃金上昇に伴う人件費の増などの影響で、今回の予算組みにおきましても財政調整基金の取崩しをもって収支のバランスを取るという形となりました。

地方債については、元利償還金は微減、地方債残高は令和8年度がピークと見込んでおります。

以上がこの資料、当初予算案説明資料による説明となります。

続いて、資料を変更してください。07番の当初予算の一般会計になります。この資料で説明するところは、かなり110ページぐらいページ数ありますけども、個別の事業のところをちょっと飛ばさせていただきまして、94ページまで下がっていただけますでしょうか。94ページが、給与費及び債務負担行為について説明したいと思います。予算書の94ページ、特別職の給与費でございます。前年度より639万9,000円減の1億3,949万6,000円となります。これは参議院議員選挙における立会人の人数の減少が主な要因でございます。

95ページの給与費明細書でございます。一般職の給与費、共済費の合計は、前年度より4,664万円増となりました。結果、15億1,860万7,000円となっております。これは給与費の改定、改定率が3.36%ということでもございましたけども、それから昇給などの影響によるものでございます。

次に、少しページ飛びます。102ページ、御覧ください。102ページは、債務負担行為になります。債務負担行為については、各種指定管理料、それから情報システム運用、学校の給食

センター調理委託など、翌年度以降にわたる支出予定額を明記してあるものでございますので、御確認願います。

それから、また少しページ飛びます。108ページを御覧ください。108ページでございますけれども、地方債現在高調書に基づくと令和8年度末の起債残高見込額は合計で71億6,867万5,000円という具合になっております。

以上、令和8年度当初予算案の概要を説明させていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、予算書で説明させていただきます。当初予算フォルダー内の国保会計です。国保ファイルを御確認ください。

1ページを御覧ください。

.....
議案第16号

令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,243,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和8年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
それでは、歳出から御説明いたします。9ページを御覧ください。主なものを説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額は1,477万8,000円で、前年度より306万8,000円の減になります。主な理由は、総合行政システム標準化のための委託料の減になります。

10ページを御覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費です。本年度予算額は7億9,172万1,000円で、前年度より1億961万円の減としております。過去4年度の対前年度の伸び率等により算出をしております。

2項高額療養費、1目高額療養費です。本年度予算額は1億3,110万4,000円で、前

年度より4,786万5,000円の減としております。こちらも過去4年度の対前年度の伸び率等により算出をしております。

11ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金です。医療、後期、介護、子ども・子育て支援納付金を合わせまして本年度予算額は2億5,768万3,000円で、前年度より174万2,000円の減額になります。それぞれの内訳は予算書で御確認いただきますようお願いいたします。こちらは国が提示した係数により県が算出して確定した納付金になります。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。本年度予算額は1,179万5,000円で、前年度より102万1,000円の減としております。特定健康診査や特定保健指導の費用になります。

次に、歳入を御説明いたします。6ページを御覧ください。主なものを説明いたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税です。本年度予算額は1億9,187万4,000円で、前年度より703万1,000円の増としております。内訳は記載のとおりです。なお、国民健康保険税は歳入歳出の不足額を計上をしております。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。本年度予算額は9億6,378万円で、前年度より1億5,696万7,000円の減としております。保険給付費の減によるものです。

7ページを御覧ください。8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予算額は8,636万2,000円で、前年度より1,259万9,000円の減としております。事務費繰入れの減や基盤安定繰入金の減によるものです。

14ページの給与明細書は特別職の国保運営協議会の委員6名分です。

15ページ以降は職員分を載せておりますので、御確認ください。

最後に、22ページを御覧ください。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を載せています。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢に移りたいと思います。同じく当初予算フォルダー内の後期ファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。

議案第17号

令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和8年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、歳出から御説明をいたします。8ページを御覧ください。主なものを御説明いたします。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費です。本年度予算額は362万7,000円で、前年度より160万7,000円の減としております。主な理由としましては、総合行政システムの標準化のための委託料の減になります。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金です。本年度予算額は2億5,010万3,000円で、前年度より3,761万5,000円の増としております。被保険者数及び医療費の推移等から広域連合が算出したものになります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページを御覧ください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料です。本年度予算額は1億8,433万2,000円で、前年度より3,268万7,000円の増としております。前年度見込額や被保険者数の推移等から算出をしております。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予算額は7,051万7,000円で、前年度より343万1,000円の増としております。事務費繰入金と基盤安定繰入金の増額によるものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、墓苑会計に移ります。同じく当初予算フォルダー内の墓苑のファイルをお開きください。

それでは、1ページを御覧ください。

.....

議案第18号

令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算

令和8年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月 2日 提出 南部町長 陶山清孝

令和8年3月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、歳出から御説明いたします。7ページを御覧ください。主なもので御説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額は116万1,000円で、前年度より24万6,000円の増としております。墓苑の維持管理費になります。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金です。本年度予算額は50万1,000円で、前年度より23万1,000円の減としております。未使用の墓苑の解約による返還金になります。

次に、歳入について説明します。6ページを御覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料です。本年度予算額は129万9,000円で、前年度と同額としております。新規購入された場合の使用料になります。

2項手数料、1目墓地手数料になります。本年度予算額は65万5,000円で、前年度より2万3,000円の減としております。管理手数料になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、太陽光特会に移ります。同じく当初予算フォルダー内の太陽光のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。

.....

議案第19号

令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

令和8年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月 2日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和8年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、歳出から御説明いたします。7ページを御覧ください。主なものを御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。本年度予算は3,009万1,000円で、前年度より233万9,000円の増としております。基金積立金の増によるものが主なものになります。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。本年度予算額は1,027万4,000円で、前年度より237万9,000円の減としております。再生エネルギー補助や宅配ボックス購入設置助成金を一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入について御説明します。6ページを御覧ください。4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入です。本年度予算額は7,108万7,000円で、前年度と同額を計上しております。

9ページを御覧ください。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を載せています。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いします。

10ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分は太陽光発電事業債、前々年度末現在高は1億7,440万6,000円、前年度末現在高見込額は1億4,562万8,000円、当該年度中償還元金見込額は2,889万4,000円、当該年度末現在高見込額は1億1,673万4,000円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。それでは、水道事業会計について説明いたします。同フォルダー内の12番、水道事業会計予算書でお願いいたします。

それでは、令和8年度南部町水道事業会計について説明いたします。議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和8年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量です。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数は4,131件。

年間総給水量108万6,508立方メートル。一日平均給水量2,976立方メートルを予定しております。主な建設改良工事は、老朽管路更新事業及び遠隔監視システムの更新事業です。

収益的収入及び支出です。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益は2億2,489万1,000円です。内訳は、第1項営業収益は1億9,831万7,000円、第2項営業外収益は2,657万4,000円、第3項特別利益は予定していません。

支出は、第1款水道事業費用は2億2,009万1,000円を計上しております。内訳は、第1項営業費用は2億685万円、第2項営業外費用は1,323万6,000円、第3項特別損失は見込んでおりません。第4項予備費は5,000円です。

2ページをお願いします。資本的収入及び支出です。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,375万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

初めに、収入ですが、第1款資本的収入は1億2,628万7,000円です。内訳は、第1項企業債1億830万円。第2項出資金は1,132万1,000円。第4項国県支出金は666万6,000円です。

支出は、第1款資本的支出は2億4万6,000円を計上しております。内訳は、第1項建設改良費は1億3,010万円。第2項企業債償還金は6,994万6,000円です。

債務負担行為。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。事項は、鳥取県域公営企業会計システム構築及び運用保守業務、令和8年度から令和14年度まで。限度額、2,547万5,000円と定めます。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は老朽施設更新及び遠隔監視システム更新で、限度額は1億5,000万円です。起債の方法、利率及び償還の方法は、予算書に記載のとおりです。

一時借入れ。第7条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

3ページをお願いします。予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）収益的支出における各項間の流用。（2）資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に

流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費５８５万円です。

他会計からの補助金。第１０条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１，２２９万５，０００円である。

棚卸資産購入限度額。第１１条、棚卸資産の購入限度額は、２００万円と定める。

続いて、今年度事業について、主な概要について説明いたします。３４ページの令和８年度南部町水道事業会計予算明細書までお進みください。それでは、予算明細書に沿って説明いたします。まずは、収益的収入及び支出の収入でございます。１款水道事業収益、１項営業収益です。給水収益は１億８，２５９万９，０００円で、前年度比１７６万７，０００円の減額です。有収水量の減少によるものでございます。

その他営業収益は１０５万円で、前年同額としております。

受託工事収益は１，４００万円で、国道倭地内の県工事に係る補償費を計上しております。

水道加入金は６６万８，０００円で、３万６，０００円の減ですが、ほぼ例年並みの計上でございます。

第２項営業外収益です。他会計補助金は９７万４，０００円、統合前の簡易水道の起債利息償還に係る町会計からの繰入金でございます。

３５ページをお願いします。収益的支出です。１款水道事業費用、１項営業費用です。原水及び浄水費は４，９７１万６，０００円で、ほぼ前年並みの計上でございます。

配水及び給水費は２，４６９万３，０００円で、修繕費の増により増額となっております。

受託工事費は２，２００万円で、前年度同額です。なお、受託工事につきましては、国道倭地内の工事が昨年度工事実施がなかったため、今年度も改めて同額を計上しております。

総係費は１，８６８万９，０００円で、主に人件費の増額となっております。

３７ページをお願いします。２項営業外費用です。支払利息及び企業債取扱諸費は８６４万８，０００円で、前年度比１０５万円の減額です。企業債の償還利息になります。

３８ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。企業債は１億８３０万円で、老朽管路更新事業及び遠隔監視システムの更新に係る借入れとなります。

他会計補助金は１，１３２万１，０００円で、簡易水道の企業債元金償還に係る繰入です。

３９ページをお願いします。資本的支出です。建設改良費は１億３，０１０万円で、老朽管路の更新に５，０００万円、旧上水道及び旧簡易水道遠隔監視システム更新に８，０００万円を計上しております。

企業債償還金は６，９９４万６，０００円で、２３４万１，０００円の減額。企業債元金の償

還です。

40ページをお願いします。地方債現在高の見込みです。7年度末起債残高に当該年度起債見込額1億830万円、償還元金6,994万6,000円を差し引きして令和8年度末現在高が5億9,954万2,000円となる見込みです。

その他資料として、キャッシュ・フロー、給与明細、債務負担調書等を添付しておりますので、御参照ください。

以上が、令和8年度水道会計予算の概要でございます。御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、下水道会計について説明いたします。同13番フォルダーをお願いいたします。議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算について説明いたします。

総則。第1条、令和8年度南部町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量です。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)水栓化人口(公共・農集・小規模・浄化槽)8,801人。(2)年間総排水量(公共・農集・小規模・浄化槽)104万1,050立方メートル。(3)一日平均排水量(公共・農集・小規模・浄化槽)2,852立方メートルを予定しております。(4)主な建設改良工事は東西町浄化センター改築工事の実施設計業務になります。

収益的収入及び支出です。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入ですが、第1款下水道事業収益は4億4,415万5,000円です。内訳は、第1項営業収益は1億6,365万2,000円、第2項営業外収益は2億8,050万3,000円です。

支出は、第1款下水道事業費用は4億4,339万7,000円です。内訳は、第1項営業費用は4億1,927万6,000円、第2項営業外費用は2,407万1,000円、第3項特別損失はゼロ円、第4項予備費は5万円です。

2ページをお願いします。資本的収入及び支出です。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,003万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収入は、第1款下水道事業資本的収入は1億4,183万8,000円です。内訳は、第1項企業債は6,460万円、第2項他会計出資金は6,616万6,000円、第3項他会計負担金は483万円、第5項補助金は424万2,000円、第6項負担金等は200万円です。

支出は、第1款下水道事業資本的支出は2億2,187万6,000円を計上しております。

内訳は、第1項建設改良費は2,120万円、第3項企業債償還金は2億67万6,000円です。

債務負担行為です。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。南部町公共下水処理施設維持管理業務、令和7年度から令和9年度まで、3,953万4,000円。南部町農業集落排水処理施設維持管理業務、令和7年度から令和9年度まで、6,197万4,000円です。

3ページをお願いします。企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水施設事業及び浄化槽整備事業で、限度額は1億円。起債の方法、利率及び償還の方法は、予算書に記載のとおりです。

一時借入れ。第7条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費1,847万7,000円です。

他会計からの補助金。第10条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計に補助を受ける金額は、2億3,400万円である。

続いて、今年度の主な事業について説明いたします。35ページまでお進みください。それでは、令和8年度南部町下水道事業会計予算明細書で説明いたします。まずは、収益的収入及び支出の収入です。1款下水道事業収益、1項営業収益です。下水道使用料は1億6,143万4,000円で、前年度に比較して290万6,000円の減額です。接続人数の減少を見込んだものです。

受託工事の収益は218万1,000円で、国道倭地内の県工事に係る補償費を計上しております。

その他営業収益は手数料で3万7,000円、例年並みの計上です。

2項営業外収益です。他会計負担金を1億4,729万8,000円、他会計補助金を1,569万9,000円を計上しております。

37ページをお願いします。収益的支出です。1款下水道事業費用、1項営業費用です。管渠費546万9,000円、前年比較594万1,000円は、修繕費の減少によるものです。

処理場費1億4,662万円で、施設修繕計画の更新費用分が増額となっております。

浄化槽費4,693万円、ほぼ平年並み。

受託工事費は300万円で、国道倭地内の県工事に係るものです。

総係費2,996万9,000円で、主に人件費の増額です。

41ページ、お願いします。2項営業外費用です。支払利息及び企業債取扱諸費は2,047万1,000円で、前年度比較して166万円の減額です。企業債償還利息となります。

42ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。企業債6,460万円、他会計出資金6,616万6,000円、他会計負担金483万円。町会計からの繰入れとなります。

国庫補助金424万2,000円を計上しております。

43ページ、受益者負担金が200万円で、下水道加入金となります。浄化槽の新設見込み数による減額となっております。

44ページをお願いします。資本的支出です。建設改良費は2,120万円で、合併浄化槽の設置工事費を1,420万円、実施設計の委託料を700万円計上しております。

企業債償還金は2億67万6,000円で365万3,000円の減額、起債元金の償還となります。

45ページをお願いします。地方債残高の見込みです。7年度末起債残高に当該年度の起債見込額7,060万円、償還元金2億67万4,000円を差し引きして、令和8年度末現在高は15億7,162万1,000円となる見込みです。

その他資料として、キャッシュ・フロー計算書、給与明細書、債務負担調書等を添付しておりますので、御参照ください。

以上が令和8年度南部町下水道事業会計の概要でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。私からは、議案第22号の病院事業会計及び議案第23号の在宅生活支援事業会計について御説明を申し上げます。それでは、病院事業会計予算書のほうをお願いいたします。

では、1ページですけども、議案第22号、令和8年度南部町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和8年度南部町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)病院事業、ア、病院病床数178床(一般49床、療養30床、精神99床)。イ、年間延べ患者数、入院5万6,589人、外来5万379人。ウ、一日平均患者数、入院155.0人、外来209.0人。(2)介護医療院事業、ア、介護医療院入所定員16人。イ、年間延べ入所者数5,840人。ウ、一日平均入所者数16人、満床を見込んでおります。

次に、2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益26億3,603万円、第1項医業収益21億2,915万7,000円、第2項介護医療院事業収益9,779万2,000円、第3項医業外収益4億908万1,000円。

支出。第1款病院事業費用26億3,603万円、第1項医業費用25億180万8,000円、第2項介護医療院事業費用8,801万5,000円、第3項医業外費用4,620万7,000円、対前年2.7%増の予算規模となるものでございます。

次に、資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,640万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。)

収入。第1款資本的収入2億1,767万1,000円、第1項補助金1億7,267万1,000円、第2項企業債4,500万円。

支出。第1款資本的支出3億6,407万5,000円、第1項建設改良費1億829万6,000円、第2項企業債償還金2億5,577万9,000円。

3ページをお願いいたします。企業債でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的としまして、医療機器等の整備、限度額2,500万円、施設整備2,000万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載してのとおりでございます。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。前年と同額をお願いするものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。収益的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。給与費16億8,519万2,000円、交際費51万円。

次に、4ページをお願いいたします。棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定める。前年と同額をお願いするものであります。

それでは、予算の概要を説明させていただきたいと思います。20ページまでお進みください。それでは、当初予算の概要について主なものを説明させていただきます。最初に、収入ですが、第1項医業収益については21億2,915万7,000円としております。

第1目入院収益については、他病院、診療所との連携による入院患者の増や、急性期病棟の地域包括ケア病床への転換、医学管理料などの算定件数の向上、診療報酬改定による増収を見込み、14億8,973万4,000円としております。

また、第2目外来収益については、診療報酬改定による増収を見込み、4億4,835万9,000円としているところでございます。

第3目その他の医業収益については、各種健診、人間ドックが増加している現状、さらには新たに協会けんぽの人間ドックを開始すること等を踏まえ、1億9,106万4,000円としてるところでございます。

21ページをお願いします。第2項の介護医療院事業収益は、令和7年度の運営状況を踏まえ、9,779万2,000円としております。

第3項の医業外収益ですが、他会計補助金の減額を見込み、4億908万1,000円としてるところでございます。

以上により、病院事業収益は26億3,603万円となります。

次に、22ページをお願いします。支出についてですが、第1項医業費用については、6,535万2,000円増の25億180万8,000円としております。

主な増減要因を説明させていただきます。第1目給与費については、昨年度の人事院勧告を踏まえた給料表の改定等を盛り込んだ上で金額を精査し、昨年度より5,442万円増額の16億1,716万7,000円としております。

飛びまして、25ページをお願いいたします。第3目経費については、契約内容の見直し等による光熱水費の減額や修繕箇所の進捗調整等により費用の縮減を図る一方で、賃金アップ、物価高を受けた給食や保育園委託料等への価格転嫁に対応した委託料の増額、これを盛り込んだ結果、全体としては昨年度より1,721万7,000円増額の5億245万8,000円といたしております。

27ページをお願いいたします。介護医療院の関係ですが、第2項介護医療院事業費用につい

ては、672万3,000円増額の8,801万5,000円としております。

主な増減の要因は、第1目給与費、昨年度の人事院勧告を踏まえた給料表の改定等を踏まえ、487万9,000円増額の6,802万5,000円としてるところでございます。

29ページをお願いいたします。第2目の材料費及び第3目の経費につきましては、令和7年度実績を踏まえて計上しているところでございます。

以上によりまして、病院事業費用は26億3,603万円となっておりますところでございます。

30ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。令和8年度は、医療機器の整備については医療の安全性の確保、質の向上を図る観点から、エックス線フラットパネルディテクター装置や超音波画像診断装置の更新などの整備を行うほか、施設整備といたしまして令和7年度に引き続き部品供給が終了するエレベーターを計画的にリニューアル整備する予定としております。これによりまして、所要の経費及び財源とする国県の補助金、企業債を計上させていただいているところでございます。

そのほか、説明は省略させていただきますが、予定キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、給与費明細書、企業債の現在高見込みに関する調書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

病院の経営は非常に厳しい環境が続いておりますが、町民にとって必要とされる病院となるよう医療の質及び経営の質の向上に努めてまいります。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、在宅生活支援事業会計予算について説明をさせていただきます。在宅生活支援事業会計の予算書をお願いいたします。

1ページになります。議案第23号、令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

総則。第1条、令和8年度の南部町の在宅生活支援事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者1,920回、医療保険対象者3,280回。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益4,934万5,000円、第1項訪問看護収益4,888万円、第2項その他収益46万5,000円。

支出。第1款在宅生活支援事業費用4,934万5,000円。第1項訪問看護費用、同額の4,934万5,000円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定める。前年同額をお願いするものでございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費4,319万8,000円。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、19万9,000円と定める。前年と同額をお願いするものでございます。

それでは、予算の概要について説明をさせていただきたいと思います。13ページをお願いいたします。最初に、収入でございますが、第1款在宅生活支援事業収益は、前年度より401万8,000円増額の4,934万5,000円としております。主な内訳でございますが、第1項訪問看護収益については利用者が増加していることを踏まえ、介護保険の居宅介護収益、医療保険の訪問看護療養収益ともに利用回数を増加し、395万6,000円増額の4,888万円としているところでございます。

14ページをお願いいたします。次に、支出についてですが、第1款在宅生活支援事業費用については、昨年度より401万8,000円増額の4,934万5,000円としてるところでございます。

主な内容につきましては、第1項訪問看護費用、第1目給与費について昨年度の人事院勧告を踏まえた給料表の改定等を行い、381万7,000円の増額、4,319万8,000円としております。

また、第2目材料費及び第3目経費につきましては、令和7年度の実績を踏まえて計上しているところでございます。

訪問看護は町民の皆様の在宅生活、在宅医療を支える上で要となるものであります。当院の強みでもあり、町民の皆様の要望にしっかりと対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

その他、説明は省略させていただきましたが、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、給与費明細書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、01の議案書のフォルダーに戻っていただきまして、議案書のほうをよろしくをお願いいたします。議案書の43ページでございます。そ

れでは、43ページ、議案第24号、町道路線の認定についてでございます。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新たに町道として新規路線の認定をお願いするものでございます。

路線名、起点及び終点につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、44ページ、お願いいたします。議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙、45ページから46ページが計画書となります。これは下中谷・赤谷辺地及び東上辺地における辺地総合整備計画が令和7年度をもって終了するため、令和8年度から10年間、事業実施の予定がある辺地地区において辺地総合整備計画を策定するものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みたいと思います。再開はデジタルの時計で10時25分といたします。

午前10時04分休憩

午前10時25分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第14 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） 日程第14、上程議案に対する質疑。

昨日2日より、町長から上程議案の提案説明が終わりました。

これより、上程議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

議案第4号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第8号）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の令和7年度の一般会計補正予算（第8号）、約1億円の減額なんですけども、そのうちの約半分が二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業のところでの補正額、減額の5,365万円と上がっています。

そこで町長にお聞きするのですが、このうち、5,300万のうちの約8割近くですか、4,700万がいわゆる地域脱炭素移行・再エネ推進交付金で国から来てるわけですよね。この分がほぼ減額になっている。何年間のうちで使えばいいというのかもしれませんが、ここ何回かメニューが、メニューの13項目の全部が減額。ということは、取り組んでいるにもかかわらず、その補助内容が住民の実生活に合っていないのではないかというふうに思うのですが、その点についてどのように考えられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。総括的に申し上げますと、今、議員がおっしゃったように合っていない部分が多々ございます。それは例えば蓄電池であれば現在の、既にもう太陽光パネルを造って使っておられる方に蓄電池だけをするにもこの補助金が使えないといったような制度があります。いわゆる自然エネルギープラス蓄電池というものが一つの環境省の要因になっていまして、この辺りのところをまた、これを繰り返していけないので、環境省等と現実の現場の声等を寄せながら、さらに横展開ができないか、いわゆるメニューを増やすことはできないかといったことを協議していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 全体的な例えばこの重点加速化交付金でしたっけ、それもらえる期間っていうの、該当する期間って決まっていますよね。6年、何年間でしたっけ、その中で国とも協議するというんですけど、令和8年度を見ても変わらへんのですよ。この取組ですよね、やはり住民から担当課でアンケートも取っているし、中では導入部分で飛躍的補助もらったらしやすいっていうようなことも書いてあるので、うちの町に合ったやり方という点では、ということは、町長は、令和8年度当初予算は仕方ないけど、途中でも変更して協議でき次第、枠を広げてこれが十分使えるようにするというふうにこちらが受け止めとってよろしいんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 協議をするということはお約束しますが、これまで私も何度か協議の場に立たせていただきましたけれども、なかなか私どもが思ってるような環境展開と、国が言って

います2030年に向けた脱炭素、半分の部分まで持ってくるといったことの、そのメニュー化が合わないところがたくさんあります。この辺りの声を届けながら、可能であればこの私どもも2030年までに目標値を目指したい気持ちは国が思っていることと一緒に、それが町民の皆さんに還元できればさらにいいわけですから、ぜひその辺りのところを国と協議をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あと1点聞いておきたい。委員会で審査するときもそうで、事業者用というのは全然ずっとゼロなんです。この取組ってというのは、私は意見は持ってるんで、町村が別に事業所のとこでなくてもいいんじゃないかと思うんですが、これもメニューのうちに入ってるということについて、町長はこの事業者に対しての何か働きかけってというのはどうふうに考えてますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。事業者が発生させる炭素というものは一般の生活以上に大きいものですから、ぜひ進めていかななくてはいけない責務が私どもも、もちろん企業のほうもあるわけです。しかし、企業の皆さんは今、PPPという方法でいわゆる民間の太陽光パネルを業者が無料で屋根貸しというんですか、借りて屋根の上にかける。そのことによってコストが安くて済むんだけど、なかなかそのメリットというもの、それから企業として南部町は特に本社が都市部にある企業が多いものでして、その辺りのところが決裁的にできないことや、メリットがなかなか理解していただけないところがあります。非常に難しく難航はしてますけれども、この方向は間違いないと思っていますので、企業の皆さんにも先日も企業懇談会でこの協力をいただくことをお願いしたところでございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第5号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第6号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第7号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第8号、南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第9号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、議案第9号と10号については、いわゆるこども誰でも通園制度についての条例改正が出されてきています。

町長、この誰でも通園制度というのはメリットがあって、誰でも預けやすくなったと、どこにでもということあるんですけども、保育園、特に保育士が集まって保団連等はこれをするときには現状でも人手不足、保育士が不足なのにこういう制度をつくって、本当に、特に6か月か、3歳、2歳までですよね。一番手のかかる子供たちですね、そういうことをただ単に全く初対面で預かるようなことが可能なのかということで非常に不安だということが、全国の保育団体等が声を出しているわけですよ。

それと、もう一つは、誰でも通園制度ですが、誰でもどこでもなんですよ。言ってみたらどこにでも出せるということになったら見てくれる人が全然変わってくるわけですよ。これが本当に子供の育ちにいいのかという点です。それについて確かにいい点というか、機会はあるかもしれないけれども、やる場合には保育士不足の点と子供が、この間の話では町内ですよっておっしゃったんですけども、そういうことを考えたときに、町長、この制度について課題をどう捉えて、何に気をつけないといけないと考えてるかって、町の姿勢として、町長、どういうふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まずは制度として国が制度化していますので、いろいろな問題があることは認識もしています。しかし、やらずして批判ばかりできないわけですから、まずやってみなければならぬと思っています。私は、ニーズがどのぐらいあるのか、まず初年度でし

っかりとその辺りのところを見て、一番大切なのは預かる子供たちの安全ですので、安全確保がきちんとできるように点検をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 中身について委員会で審査するんですけども、町長、これについての保育士の確保というのはどうですか。とりわけ6か月から3歳未満ってというのは非常に大変です。それを今、これは町ではすみれこども園でしていくということなんで、今度は子供全体やない、町でする側に絞ったとすれば、これについては、その確保ということについてはどういうふうに考えているんですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。御質問の保育士の件でございますが、現在は募集ということで広く職員、保育士のほうを募っております。

それと、並行しまして現在一時保育のほうも実施をしておりますので、そちらの職員での対応ということも併せて考えて行うようにしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 運営する町に確認です。そのときにこれ何日か前に預けたいというのかもしれませんが、そのときに保育士が確保できないからといって預かって、現行、担任とか持っているとか、そういう方々とか園長とかおられたりしたら、その方を使ってこの誰でも通園制度で対応するというは曲がりなりにもすることはないと、こういうことですね。それは確認しとってよろしいですか。保育士が増えていなければ預かることはできない、それについてどうですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。こちらの制度は、7日前までに予約をしていただくということで制度運用をしようと考えております。その段階で7日前までに保育士もきちっと対応するという考えでおります。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第11号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第12号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第13号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第14号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第15号の南部町一般会計予算です。

先ほど説明がありました当初予算の中で、総額の歳入のところで説明されたんですけども、その中で今回地方交付税が4,000万当初から減になっているというところがありますが、これは減だと説明がありましたが、この地方交付税4,000万の減というのは、出してきた根拠ですね、その理由を教えてくださいというのが一つ。

それと、もう一つは、これは町長にお聞きするんですけども、1月から3月まで、この間物価高騰対策もあって小・中学校の学校給食が無料になっていました。いろいろ国は動向あるんですけども、4月からは小学校の無償化が国の責任で始まるということでそれも参加ができています。この時点で、小学校が始まるという段階で、中学校の学校給食の無償化に踏み切るという町村も出てきているわけですね。

私が今お聞きしたいのは、この3か月で学校給食無償化になったときの事務手続等でどうであったのかということですよね。それで、小学校が学校給食無償化になるのであれば、この時期、今まで3月までやってたんだから、2,000万ちょっとかかるんだと思うんですけども、中学校を無償化にすることのほうが合理的ではないかと思ったんですけども、そういうふうな協議はなされたのか。これは町と教育委員会、同時に聞いておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。交付税のことについては後ほど財政のほうから。

私のほうからは、中学校の無償化についてお話しさせていただきます。ついせんだってでしたけれども、上京した折に中学校の無償化について提案をしました。なぜ進まないのかといったこととお話ししました。これはやはり国のほうも非常に悩んでいるというんですか、なぜかといえば都市部を中心に中学校で給食をしてないところ、例えば一番大きな横浜市なんか中学校の給食制度がないということだそうです。小学校は全国的に当たり前にある給食もない、中学校でしてないところがあまりにも多くて、これを無償化することの問題点を逆に私どもに、こういうことがあるんだということの説明を受けました。このニュアンスからすると国がやるためにはなかなかハードルが高いなというふうに思っています。

一方で、地方の中の子供たちを支えるための給食の問題も、これは忘れてはならない問題ですので、まずは小学校を進めつつ、中学校に対してのいわゆる財源確保をどう進めていくのかといったことが重要になってこようと思ってます。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。地方交付税の4,000万減の根拠ということでございますけども、令和7年度の予算額との比較というところで4,000万減となりました。令和7年度の地方交付税の算定については算定シート、財政が持っているもので根拠としては予算の積み上げを行って、今回のこの地方交付税の38億8,600万というところを算出したというものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 教育長でございます。町長の答弁のとおり一緒に協議して、他の市町村等のことも考えながら子供たちの健やかな学び、支えていきたいなと思ってる所です。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地方交付税については、お聞きしているのは、当初予算で4,000万減額になって、算定台帳がありますよね、そのどこが影響してきて4,000万が削られたということになるのかなと、それをお聞きしたかったんですが、それは出すのは無理ですかというのが一つ。

それと、もう一つの学校給食については、町長の話でどこの自治体求めているのもよく分かったんですけども、横浜がしていないことは理由にならんとするんですけども、そのことをも

ってしても各町村、自治体がするという、うちの町がするにはやっぱり財源問題が一番大きかったということでしょうか。

と同時に、教育委員会にお聞きしたいのは、この3か月間、学校給食のお金を集めなくて済みました。1年間しないと分からないと思うんですけども、そこでの事務手続の軽減等についてはどんなふうにお感じになられたでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。この学校給食の問題は、私は一貫して、これは国の制度上の問題であって、地方自治体が競争するかのように隣の町はやったからうちはどうなのかという問題ではなくて、全国の子供たちに学校での給食はどのような位置づけなのか、当初、戦後からのその給食制度の変化の中で、今では教育の中の一環として当たり前ではないか、であるならば給食を無償化するべきだということを申し上げてきております。その過程からすれば、国がこの制度を早急に中学校であっても無償化するのが筋だろうと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。事務の軽減ということですが、3学期から徴収がないということですので、もう2学期の時点で精算ということはできるということなので、年度末でばたばたしているときに精算業務をするんじゃなくて、もう前もって2学期末でできますので、それによって軽減はかなりできたかとは思っております。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。令和7年度の予算額の39億2,600万との差というよりは、今回、令和8年1月23日に全国都道府県の県の財政課長、それから市町村担当課長合同会議の資料で令和8年度普通交付税の算定方法の改正というものありまして、それに伴って算出したものが今回の38億8,600万ということでございますので、御理解願います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。算定台帳についてはまたこちらのほうで資料を求めますので、よろしくお願いします。

最後の質問、一般予算で。昨日も町長の所信表明のお話を聞かせていただきました。町長、国の政治もどんどんトップが替わるもんですから、いろいろ言ってることも変わるんですけども、地方創生2.0、なんぶ総合戦略2.0というんですけども、地方創生の課題が、国は言葉を忘れたのかなと思うような印象を持っているわけですよ。その中で出されて、地方創生に取り組み

ましようってやって、補助金もいっぱい、交付金とか来たんですけれども、町は位置づけています、今回も位置づけているんですけども、この見通しってどういうのですか。地方創生で今後、何が課題として残ってて、どれだけの財源が要っているのか。

それと、もう一つは、昨日の感じで思いましたのは、町長、この町で人口が減ろうとしている中で、どのようにしたらここに住み続けることができるかということで、一番大事な点は何を訴えたかったわけですか。昨日いっぱいお話ししてくれたんですが、町長として一番このことに取り組まないといけないというところではどういうところだというふうにお考えですか。聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。たくさんの方のことを昨日は申し上げましたけれども、一番大事なのはここで安心して暮らしていけるということだと思っています。これは人口減少に対して、しっかりとここにおられる皆さんと戦い、そして今の人口を維持する、これはそれによって商工会や、医療や、全てのものが今のなりわいとして成り立っていますので、これは重要な要素だと思っています。ただ人口が減ってきて寂しくなったねではない重要な要素はたくさんあると思っています。しかし、やはり一番大事なのは、医療であったり福祉であったり、私たちが今この時代の中で当たり前を受けている、享受しているこの環境を少なくとも次の世代にもきちんと引き継げるような土壌をつくらなければならない、それが地方創生だというふうに思っています。国のトップは替わってもこの考え方は基本的に変わってはないと思っています。

強力で強かった昭和から豊かになった平成、そして令和をどんな国にしていくのか。石破政権では楽しい日本というテーマを上げられましたけれども、私はあながちこれは間違っていないと思っています。豊かさを実感したこの国の中で、今、GDPだけで争えばヨーロッパのスペインにも負けるような、そんな国家、経済力です。しかし、経済力が例えば3本の指に入ると本当に私たちは豊かさを実感できたかどうか。その豊かさの中で、陰で地方がどんどん疲弊し、医療がなくなり、そして命さえも軽んじられるようなそういう社会であってはならない。そういうところを私は楽しい日本という表現の中で、豊かさに対してある日本という姿を石破政権の中で言われたんだと思っています。この根底は地方創生に流れてると思っていますので、地方を守るという考え方が国家から抜け落ちないようにしっかりとやらしてもらわなければならないと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤です。今回、えんがーの改修案が出てるんですけれ

ども、私もえんがーの直販の出荷会員なんで、NPO法人立ち上げのときからずっと話は聞いてるんですけども、今回改修案がこういうふうになったっていういきさつを教えていただけないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、総括的といえないと思いますので、委員会で聞いていただけますか。（発言する者あり）

休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。詳細については委員会で聞いていただくとして、私からはえんがーのはフルーツロード構想を進めているこの南部町の施策の中で重点的な場所に当たっていると思っています。このえんがーのが有効に、そして機能的に動くように花回廊におられる、30万から超える皆さんがこの南部町のほうに下りてきて、できれば滞在していただいて、そして農産物を買っていただく、これが簡単に言えばフルーツロードの一番核心に迫るところです。この機能をしっかりと充実できるために一部修正をかけたものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 8番、長束博信君。

○議員（8番 長束 博信君） 8番、長束です。ちょっと個別になるかもしれませんが、全体の感じとして学校照明LED化が今年度事業化されるんですけど、南部町全体を見たときに、いわゆる町の施設がたくさんあるんですけど、この辺りの進め方についてはどういうふうに考えておられるのかなというふうにちょっと疑問を感じましたので、もしお持ちであれば紹介いただけたらと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。総括的にまた説明させていただきます。LED化は脱炭素を進めるという目的の中で、行政としています。一方で、経済的には蛍光灯、照明の種類が水銀を使ったものが、生産が中止になるといったような背景もありますけれども、脱炭素の視点から南部町で計画的に事を進めていこうと考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和8年度の国民健康保険事業特別会計予算は、今回新たに子ども・子育て支援金制度が入ってここの分野が出てきて、その分野で介護保険と後期高齢に出たわけですよ。

そこでお聞きしたいのは、町長、予算書を見とったら、納付金として国保も国に上げるようになったんですけども、介護保険とか後期高齢は入ってきた、いわゆる保険料の中で計算される金額よりも若干多くを納付金として納めている。これは調整交付金かな、そういうものを含めてやってるのではないかと思うんですね。ところが、子ども・子育て支援交付金だけは入ってきた分、そのまま全部納付金として上げるんですよ。なぜ違う、その違いが分かったら、本当はこの違いが分かってこうこうこうだって説明したいんですけど、ちょっと聞きそびれておりましたので、その違いをもしここで説明してもらえるとありがたいんですけども、なぜ町長、違うと思いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 詳細はまた委員会の中で数字等を聞いていただきたいのですが、私が考えていること、私が思っていることを申し上げます。そもそも子ども・子育てについては、これまでの長い議論の中で介護保険と同じようにこども保険をつくるべきだという、厚生労働省の審議会の中で議論されてきました。

しかし、新たな保険制度を運営するということは、非常に難しく課題も大きい。その中で現在ある医療保険の中に、今も全世代、社会保障を進める上で非常に問題はありますけれども、今ある保険制度の上に子育ての資金を乗せて徴収をするという方法論として保険を使うという方法になったわけです。したがって、各保険者の中でいろいろ手法が少しずつ違うということも聞いておりますけれども、総論としての社会保障を全世代で支えるということについては、もう少ししっかりと国民に対して説明も必要ですし、国のほうも説明する必要があるというふうに考えています。私は、社会保障制度を、特に子供の問題について全世代で支えるということには、賛成の立場で考えています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この点、詳しくは委員会で聞きたいと思うんですけども、町長が言っておられたこども保険、私たちは数年前、町長も行かれた、介護保険で言った、介護保険で

地域共生言ったのに、こども保険の話だったって驚いたことがあるんですけども、そこが出発点でしたよね。そこから出て、こども保険じゃなくなって医療保険にのせたっていうの分かるんですけども、町長、いろいろ問題があるっていうんですけども、保険制度とそもそも、全部社会保障で見るわけではないんですから、私はこの今回の予算が端的に示してるなと思うのは、このこども・子育て支援交付金というのはこういう保険にのせたらいけない。なぜかという、保険制度は互助制度ですよ。公助じゃないですよ。

ところが、今回やるこども誰でも通園制度にこの金使うと言ってるんですけども、説明してるんですね、国は。でも、これは社会保障と子育ての一環で本来税でやるべき問題ですよ。その辺の違いを私はやはりぜひ自治体の首長は国に言っていけないといけないのではないかと。こういうことをし出したら保険制度の互助制度に全部乗っかかってくることになりますよ。これを説明するんだったら、一体集めてる所得税や税金、何に使ってるのかって説明しないといけない。これぐらい言ってもいいんじゃないかと思うんですよ。町長が課題があるという点について私も共感しますので、そこはぜひ自治体の首長たちが集まって、こういうお金の集め方、おかしいのではないかっていうこと言っていたきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お金の集め方に問題がある、税で取るべきだという考え方は全くそのとおりだと思ってます。目標、目的があれば税の徴収でやるというのが国家の形で、このような保険制度にする、保険制度の上で今ある保険制度の目的と違ったものをのせるというのは私も違和感を感じます。しかし、これは一つの税に行くまでの一過性のものだと私は考えています。先ほど申しましたように、目標であればこども保険であったり、新たな保険制度を設ける、または税制度を設けてしっかりとした子供を支える社会保障制度をつくるというのが筋だろうと、今議員がおっしゃったとおりだと思ってますけれども、それではもう子供たちが減って、この社会の中で間に合わないから次善の策としてこうやったんだというふうに私は考えていますし、聞いています。ぜひその辺りのところを御理解もいただきたいと考えています。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

議案第 17 号、令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 後期高齢の特別会計予算を見まして、この後期高齢者医療にも先ほどの子ども・子育て支援交付金がかかっているわけですが、それが今の制度上では広域化しているので、保険料払った、後期高齢者の保険料の中で、どれだけが子ども・子育て支援交付金がかかっているのかというの分からないんですけども、それを分かるようにする資料ということは提出することができますか。してほしいということ。これはどうでしょうか、すみません。委員会で求めてすぐ出てこなかったらいけないのでここで聞くんですけども、町長、それを知りたいんですよ、子ども・子育て支援交付金が幾らかというの。そういう制度が今、説明資料になっていないんですけども、それは出るでしょうか。町民生活課ですけども、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。後期高齢の中にその子ども・子育ては入っております。内訳の金額は今ちょっとここで持ち合わせておりませんが、たしかあったと思いますので、また委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第18号、令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第19号、令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和8年度水道会計についてです。これも詳しいことは委員会で聞きます。

町長にお聞きしたいのは、この間の臨時議会、それから前回の議員の一般質問とか、この水道料金についての、いわゆる公共料金をどうするか、今後の、特にこの間の地震で滝山水源の、どうするかについての費用も要ってくることだし、水道料金をどうするかについての協議をしたいというようなこと言っておられたんですね。

今回、毎回予算を見ても、水道会計というのはいわゆる収益的収支で見たらどうかという、そこではいつも黒字なんですよね。それも減価償却9,000万近く出しているんだけど、黒字だという点で、この見通しについてはいつも委員会で出してもらうんですけども、ここで以前は何年かたったらまた水道の値上げしないといけないというようなこと言ってたんですけども、しないで続けているんですけども、町長、今のこの水道会計見ながら、どういう理由、どういふことで水道料金の引上げをしないといけないということを協議せんといけんといふふうに思っているんですか。ちょっとそれ聞かせていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。人口が減れば給水量が幾らたくさんあっても、それをつくっていくお金は変わらないのにそれを使っていただく人が少なくなる、いわゆる売れなくなれば収益が上がらなくなる。そのコストをどうやって皆さんと分け合うのかといったことになると思います。よくここで議論が出るように、少なくなって集まる税も減る中で、果たしてそういうことを水道に投下できるかどうかというのは、非常にそれはできないとここでも申し上げてきました。いわゆる減った人数でどうやってそれを賄うのか。今回、水道の、新たな滝山水源の問題もありました。新たな水源を設けてさらに水の確保、安全の確保ということも、これも大事なことです。

しかし、人口が減り、給水量が減る中で、有収水量が減る中でこの選択が正しいのかどうかといったことも今、検討課題として上げています。米子市へつなぐことも検討しなければなりませんし、伯耆町と連携しながら新たな水源を仮に設けるのであれば、両町で分け合うような方法は考えられないとか、もう少し広範に物事を考えていかなければ、間違いなく水道や下水や、こういうライフラインの問題というのは深刻な問題に発展すると思ってます。今おっしゃられたように、水道事業何とか、海面すれすれの線で低空飛行をしています。しかし、一步間違えると海面に激突すると。激突するところで申し訳ありませんと町民に言うわけになりませんので、常にこの議会の中で皆さんと議論をしながら、どれが最善の策なのかといったことを今後とも議論し続けなければならない重要な事項だと思ってます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その水道問題は人口が減れば、減ることが一番大きな理由だっておっしゃったんですけども、町長、もしその人口問題だけを捉えたら、公共料金でいえば、下水道や、これは投資して、投資とはちょっと違うんだけど、国保等も関係してくると思うんですけども、仮に水道と下水道に限っていえば、人口が減っていったら、もう人口が7割になってくるんです、日本全国が。ということは、南部町だけではない共通の課題を抱えることになる

わけですね。そこで自分とこの町や周辺だけで人口減ったときにこの維持をどうするかで、そこに解決の糸口があるわけではないのではないかと意見を言ったらいけないので、人口が減ることと負担しなければならないというのは、それは正論でしょうか。だとすれば、小さな町は、村は、もう公共のいわゆる社会的共通資本が維持できなくなってくる、このことに対して町長は人口が減ることが大きな問題だっていうところで、町村ではなくって、ほかにすべきことというのは考えられないわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。一番問題なのは人口が一定あって、水道の規模というのは最大、マックスのときのを合わせてつくってあります。もしかしたらもう少し先の、人口が伸びるという予測の中で水道事業というのは給水人口を設定しながらやってきていたかもしれません。それが、人口が減少するような局面というのは本当にこの近年なわけです。この近年の中で、将来を見据えてこの問題を他のところに寄せるのではなくて、入ると出るをきちんとはかりながらこの将来負担をどうしていくのか。もちろん空から降ってくるような、いわゆる国が支援でもしてくれるような仕組みがあれば、これはまた別ですけれども、ただ、この今の水道事業の中で、この議会と議論する中でそういう国にお願いしますから大丈夫ですなんていうことではなくて、明確に要るお金をどう負担していくのかということと議論するのがやはり議会と行政との役割の重要なところだと思っています。その中で、町長として安易に走ってもなりませんし、かといっておそればかりを前面に出して、住民の皆さんに御負担ばかりを提案するのはいかがなものかと思しますので、本当に現実的な問題をしっかりと議会の皆さんと議論していく重要な問題だと思っています。水道は特にそういうことがあると思いますので、ぜひ前向きな議論をお願いしたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は天から降ってくれば、国でもお金出してくれたらって言ったんですけども、そういう時期に来ていると思いませんか。一番よく知っているのは自治体の首長なんですよ、その町村の町民の暮らし、地方自治体の財政がどんなに大変か。今、一番のキーワード、私は首長たちが握ってると思うんですけども、そこが、今の時期に国からの支援を求めていくことしなければ、日本全国の大半が水道料金を引き上げてあっぷあっぷしてくることになると思いませんか。その辺の決断どうですか。第一義的に国に支援を求めていく、自分とこだけじゃなくて、そういう動きをつくっていくことについてどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一方では、もちろん町村会の中で地方の疲弊だとか、そういうことは申し上げていかなければならないと思っています。今、北海道が大変な状態で、水道料金の値上げのことで多分真壁議員は言っておられると思いますけれども、真実を住民の皆さんにきちんと伝えて、この問題をどう解決していくのかということを経験をしなければ、絵に描いた餅のような話をしながら、住民に安易な方向の、楽な方向の提案は、私もそれは、一番それがやりたいと思いますけれども、しかし、この水道の問題というのは県下の中でも非常に高低差があります。高いところ、安いところ、いろんな差があります。水道料金を、料金は別々にしながらも、まずは会計統合だとか、県下の中で水道を一本化するという提案は県のほうもしてきていると考えています。いろいろな手法を通じながらできるだけコストを下げて、そして住民の負担を減らすといったことも考えつつも、真実、実際にどういう状況になるのか、それから今後この経営が本当に大丈夫なのかどうか、これは議会を通じて住民の皆さんにお示ししながら、必要であれば水道料金の問題に踏み込まなければならないと考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第22号、令和8年度南部町病院事業会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第23号、令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第24号、町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日4日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時13分散会
